

について

性被害経験の実態については、①自分の子どもが経験した、②知人や周りの親の子どもが経験した、という2通りから事例の有無について聞いた。  
 ここではまず「自分の子どもが経験した」事例について報告する。「何らかの性被害を受けたことがある、との回答は以下のとおりであった。50名(18.2%)が「なんからの性被害を受けたことがある」と答え、うち半数(26名)は複数回の被害にあっていた。

■「なんからの性被害を受けたことがある」回答

選択肢	ない	ある (1回だけ)	ある (2回あった)	ある (3回あった)	ある (4回以上あった)	その他	無回答	合計
度数	211	24	10	6	10	2	11	274
割合	77.0%	8.8%	3.6%	2.2%	3.6%	0.7%	4.0%	100%
	80.2%	9.1%	3.8%	2.3%	3.8%	0.8%		100%

回答者の2割近くが性被害にあっていた。知的障害のない子や人の比較可能な正確なデータがないので断定はできないが、かなり高い頻度であると考え。彼らが被害を訴えにくいことを勘案すれば、潜在的にはこれ以上の性被害が存在することが容易に推測できる。

① 性被害の内容とその特徴

性被害の被害内容をみると、「身体に触られた」(42名、うち繰り返し16名)が一番多く、ついで、「性的な言葉を言われた」(14名)「しつこく追いかけられた、性的なものを見せられた」(15名)も少なくなかった。重篤な性被害である「性的なことで脅された」(8名)「性関係を迫られた/させられた」(5名)という事態も起きており、親が把握しているところだけでこの発生率とすれば、把握できていない被害を含めるとやはり知的障害の女兒(女性)の性被害は思った以上に深刻であると考え。

■「被害経験がある—「身体に触られたことがある」

選択肢	ない	ある (1回だけ)	ある (同じ時期)	ある (違う時期)	わからない	その他	無回答	合計
度数	211	24	10	6	10	2	11	274
割合	77.0%	8.8%	3.6%	2.2%	3.6%	0.7%	4.0%	100%
	80.2%	9.1%	3.8%	2.3%	3.8%	0.8%		100%

		け)	に、 何回か繰り返し)	に、 何回か繰り返し)				
度数	33	27	3	13	6	0	192	274
割合	12.0%	9.9%	1.1%	4.7%	2.2%	0.0%	70.1%	100%
	40.2%	32.9%	3.7%	15.9%	7.3%	0.0%		100%

② 性被害にあった時期とその特徴

性被害にあった時期について被害内容別にみた。「身体に触られた」被害は被害経験のあった42名中、36名（85.7%）が、小学校や中学、高校に通っていた時期に被害にあっており、以下のように学級別にみると、普通クラスや障害児クラスに通っていた時期に被害が起こっていたことがわかる。加害を加えたものは不審者・市民が多いが、「学校の先生」という回答も1名ではあるがあった。

■被害を受けた時期—「身体に触られたことがある」

選択肢	地域の幼稚園・保育園	障害児通園施設	普通小学校普通クラス	普通小学校障害児クラス	普通中学校普通クラス	普通中学校障害児クラス	養護学校小学部	養護学校中学部	養護学校高等部	企業や会社	通所施設や作業所	入所施設	その他	無回答	合計
度数	2	1	3	4	3	5	1	0	11	1	6	0	4	233	274
割合	0.7%	0.4%	1.1%	1.5%	1.1%	1.8%	0.4%	0.0%	4.0%	0.4%	2.2%	0.0%	1.5%	85.0%	100%
	4.9%	2.4%	7.3%	9.8%	7.3%	12.2%	2.4%	0.0%	26.8%	2.4%	14.6%	0.0%	9.8%		100%

■加害は誰ですか？—「身体に触られたことがある」

選択肢	わからない	不審者・市民	園の先生	学校の先生	施設の職員	会社の人	家族・親族	その他	無回答	合計
度数	6	18	0	1	0	1	2	19	227	274
割合	2.2%	6.6%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	0.7%	6.9%	82.8%	100%
	12.8%	38.3%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	4.3%	40.4%		100%

これらの被害事例の自由記述を見ると、「帰ってくると、いつもと様子が違って落ち着かず興奮していた」「怒りながら帰宅したので、よく聞いてみると被害にあっていたことを泣きながら話してくれた」というものであり、被害にあった本人が被害事態を不快に思い、それぞれに心理的ショックを受けていたことを親は心痛を抱きながら被害を訴えられずにいたことが記述の中からも読み取れた。

他の被害についても同様な傾向があった。学校期にある女兒の被害割合を見ると（有効回答）、「性的な言葉を言われた」（6名／11名、54.5%）「しつこく追いかけられた、性的なものを見せられた」（6名／14名、42.8%）、「性的なことで脅された」（3名／8名、37.5%）というように、比較的短い学校期において高い比率で性被害にあっている実態がより鮮明になった。発達の初期である学校期にこのような性被害を経験してしまうことが、その後の彼女たちの心身の発達に大きな影響があることは明白であり対策を急がねばならない。また加害者が「不審者・市民」である場合は、本人も親も被害を認識しやすいが、家族あるいは教員などの信頼をおいた存在からの被害は認識しにくい。調査の課題である。

3) 性被害経験の実態とその特徴—「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害について

同様な項目で、「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」についても調査した。被害は本人からよりも周辺の方答えやすい場合があるからである。その結果、67名（回答者の33.5%）の親がのべ92事例の被害実態があったことを報告している。うち、実際に事例を回答してくれたものが以下であった。

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

選択肢	「1人の子が、1回だけ被害を受けた話」	「1人の子が、繰り返し被害を受けた話」	「複数の子がいっしょに被害を受けた話」	その他	無回答	合計
度数	42	25	13	14	207	274
割合	15.3%	9.1%	4.7%	5.1%	75.5%	100%
	62.7%	37.3%	19.4%	20.9%		100%

「繰り返し」および「複数の子が一緒に」被害を受けたことを見聞きしている人が半数近くおり、性被害実態の執拗な実態がうかがわれる結果となった。性被害内容の特徴や時期については、上記の「自分の子どもでの経験」で見られた結果と同様な傾向であり事例数が多く報告されている。①「身体に触られた」が多いが、「性的な言葉を言われた」「しつこく追いかけられた、性的なものを見せられた」も少なくなく、重篤な性被害である「性的なことで脅された」「性関係を迫られた／させられた」の被害も事例数が多く報告されていた。②被害にあった時期も同様で、学校期に遭った割合が半数近くを占めていた。③加害者については以下のように、さまざまな事態が事例として挙げられていた。ここでの事例は知人を經由しての事態が含まれているので、詳しい内容については聞き取り調査を承諾している回答者からさらに詳しく聞き分析することが必要。

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

— 「身体に触られた」被害はだれから？

選択肢	わからない	不審者・市民	園の先生	学校の先生	施設の職員	会社の人	家族・親族	その他	無回答	合計
度数	8	15	0	3	3	2	4	7	232	274

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

— 「性的な言葉を言われた」被害はだれから？

選択肢	わからない	不審	園の	学校の	施設の	会社	家族・	その	無回	合計
-----	-------	----	----	-----	-----	----	-----	----	----	----

肢	ない	者・市民	先生	先生	職員	の人	親族	他	答	
度数	7	8	0	2	2	0	1	5	249	274

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

— 「しつこく追いかけられた、性的なものを見せられた」被害はだれから？

選択肢	わから ない	不審 者・市民	園の 先生	学校の 先生	施設の 職員	会社 の人	家族・ 親族	その 他	無回 答	合計
度数	6	7	0	2	1	2	1	4	251	274

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

— 「性的なこと脅された」被害はだれからですか？

選択肢	わから ない	不審 者・市民	園の 先生	学校の 先生	施設の 職員	会社 の人	家族・ 親族	その 他	無回 答	合計
度数	7	5	0	2	1	1	1	3	254	274

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

— 「性関係を迫られた／させられた」被害はだれから？

選択肢	わから ない	不審 者・市民	園の 先生	学校の 先生	施設の 職員	会社 の人	家族・ 親族	その 他	無回 答	合計
度数	7	7	0	1	2	1	1	4	251	274

■ 「知人あるいは周辺の親の子どもが経験した性被害」

— 「その他の性的ないやがらせ」はだれから？

選択肢	わから ない	不審 者・市民	園の 先生	学校の 先生	施設の 職員	会社 の人	家族・ 親族	その 他	無回 答	合計
度数	6	1	0	2	1	0	0	6	258	274

4) 事例からみる、学校期の子どもたちの性被害経験の実態とその特徴について

ここではいくつかの事例から、特に学校期の子どもたちの性被害実態を分析してみた。

(1) 以下は、学校の場面で起こった事例であり、教員職員教育委員会の対応

に疑問が寄せられた事例であった。

<p>スクールバス内で運転手の男性より、数ヶ月にわたり、身体に触られていた。最初は冗談であったが、本児が嫌がり、「やめて」と言ってもやめてもらえなかった。</p>	<p>本人が母親に告げて援助を求めた。</p>
<p>(教員が)学校行事の時に何かの拍子でお尻に手がいつていた。そのときはセクハラとは受け止めていない。</p>	

<p>学校の近くを先生とマラソンをしている時、胸を触られた。本人は自転車に乗っていたお兄さんが触ったといいました。先生は近くにいっても気がつかなかったそうです。</p>	<p>本人が家に帰って報告しました。</p>
--	------------------------

<p>特殊学級の同級生の男子生徒(高機能自閉症児)に下着(下)を下ろされ、局所を見られた事例を知っています。その後の対応には男子生徒は出席停止になりましたが、教育委員会の見解としては、男女比や障害の度合いを全く無視して、人数が減ったから、正職を減らすという対応をした直後にこの男子の事件が起きました。さらにこの男子がいなくなったのであろう事か、介助印まで減らそうとしました。人数しか見ていない現場を甘く見ている委員会に腹立たしさを覚えました。</p>	
---	--

<p>同じ男子生徒が、別の女子生徒にはりついたり身体について興味を持っていてしつこくしていた。女性教師が厳しく監視していたが、年度が替わり、女性教師が移動となった途端に上の(26)の事例に発展した。委員会の責任の甘さが招いたと思う。女子生徒は、その男子生徒をととても恐がっていて、女性教師がいなくなってからは、かなり不安であったと聞いている。</p>	<p>同級生や仲間の比較的軽い障害者による被害もあるのではないのでしょうか。やはり、彼らも人間。自分よりも弱いものは誰なのかわかっていますから……。小学校くらいでは男子が女子に抱きついて「ほのぼのしている」と軽視するのも問題なのでは。</p>
---	---

<p>・25年位前、当親の会会長に、会員から、特学小担任より子どもがワイセツ行為をうけているという告発の手紙が届けられた。その後は不明。・つい最近友人が、15年前の特学の担任が女の子をひざにのせて胸をさわるなどしていた。何も言えないまま、その先生は異動していったとのこと。</p>	
--	--

<p>性的被害があったかどうかはわかりませんが、小1の時、担任の女の先生が3ヶ月間突然休職されて、(2学級で3人の女の先生が8人の子供をみていらしたのですが)男の先生に代わり、うちの娘(当時小1)と小2と小3の男の子がその先生の担任になり、いつも教室は閉められていて、それまでみていらした女の先生(1名)にも全くみてもらえず、子供の様子を聞いても「教室内の時間のことは全くわかりませんから」と云われました。その頃、足に物をはさんだりする癖がみられました。</p>	<p>親の目の離れた所では、実際を知ることができないのが現状です。親としてやるべきことは、服装など身だしなみを気をつけてあげること位しか思いつきませんが…。見たり知ったりした人が黙せず助けてあげる環境づくりが大切だと思います。親としては被害にあわないように祈るだけです。</p>
---	---

<p>普通学級の小学校でわいせつ行為をし、教員がクビか業務停止になり、しばらくして、4月に養護学校へ配置されてきた。ウワサを聞き、その教員がわが子の担任になった。</p>	
---	--

<p>人から聞いた話です。同じ中学の特学に入学したダウン症の女の子はとてもおしゃれで、制服はセーラー服でしたがスカートを短くして、今時の女の子っぽく通学していました。小柄ながら胸も結構大きかったせいか、普通学級の男の子の目に入る存在だったのかもしれませんが。(この時期中学全体がとても荒れていて、盗難や破損など様々な事件が続いていました)一部の普通学級の男子生徒が校舎の2～3階窓からその女の子に向かって「やらせろー」など卑猥な言葉を浴びせるようになり、たまたま登下校で特学に通うわが子に付き添っていた別のお母さんが、その光景を目にして、特学の担任へ報告したと聞きました。その後の対応がどのようにされたかはわかりませんが、性的な言葉でからかわれていた状況が続いていたようです。</p>	<p>別の保育者の通報</p>
--	-----------------

(2) 以下は、性被害の解決方法として、適切であったのか検討したい事例である。

<p>養護高等部るとき、実習先の通所施設でのこと。男性利用者の体格のいい人よりスカートの前ウエストから手を入れてきたので、本人の担任先生より言われて他の施設に入所したほうが良いとアドバイスを受けて解決しました。</p>	
---	--

<p>中学校の特学クラスで応接セットのあるところで、男子生徒が特定的女子生徒と二人きりになる機会を作り、(女子生徒の)ズボンを無理に下ろしたという。両方の親、担任の先生、校長先生などが話し合っ、男子生徒は転校させられた。</p>	<p>介助の女の先生が女子生徒が戻ってこないことを不審に思っ、探しに行き2人を見つけた。</p>
--	--

(3) 以下は、学校における教育や異性(男性教諭)の対応について配慮を求めた事例である。

<p>現在の学級担任は女性ですが、今後、男性の教諭にも指導を受けたいと思う反面、性被害を受ける可能性を考えると複雑な心境です。</p>	
---	--

<p>女の子で身体も女性らしくなっているので、性被害にあわないかと心配です。身近な人に何かされそうになった時に「いや」と言えるように子供に教えていこうと思います。何かあったときに小さなサインでも発信できるように、言葉が出ない子供でも拒否やコミュニケーションツールを日頃からもてるようにしていくことも大事だと思います。</p>	
--	--

(4) 以下は、本人自身に、被害認識や「自分で自分を守る」力(セルフアドボカシー)があることが被害を未然に防ぎ予防することだという事例である。

<p>通学時、新京成の電車の中、二人の女子(養護学校高等部に通いだしたばかりの頃)の間に座った男子(20歳くらいの人)一人の女子に性的な事を言ったが、その女子は「変なことを言わないでください」というようなことをしっかり言ったら、何も言わなくなって、もう片方の女子に同じように耳元で言ったとのこと。その女子は何のことも分からなかったのか、黙っていると、片方のほっぺをぺろっとなめられたとのこと。</p>	<p>片方の女子が、そのことを、学校の先生と、母親に話したことからわかりました。</p>
--	--

<p>車で近づいてきて、お父さんの友達だけど君の家の近くまで行くから乗りなさいと言われ、父は死んでいませんから車に乗りませんと強く断ったらしく、あきらめたように走って去り安心したら、少し先のスーパーの前で又声をかけられ、ズボンの前を開き見なさいと嫌なものを見せられ、びっくりしてスーパーに飛び込んでしばらく様子を見て家に帰ってきました。とても恐かったと言っていました。時々家の前、学校の近くで車を見かけたとその後も言っていました。心配で心配で、学校から無事に帰ってくるまで生きた心地がしませんでした。</p>	<p>娘から直接聞いた。</p>
--	------------------

<p>通学途中(帰路)、人家の少し離れた木の多い暗い道でつかまり、小屋のような建物の中に連れ込まれたということです。大声を出したか、騒いだかしてのがれ、最悪の事態には至らなかったと聞いています。</p>	<p>本人が母親に訴えて、すぐ先生に知らせ、一緒に実地検分のようなことをしたということです。</p>
---	--

通学の電車の中で、性的な言葉を言われ、さらに耳をなめられたということ。	私の娘が一緒に、娘は嫌だと断ったが、友人はいえなかったということを聞きました。
-------------------------------------	---

(5) 以下は、教員の目の届かないところで、子どもたちの性的な関わりが起こるとい  
事例であった。

養護学校内で、軽い知的障害の子が重度の女の子に対し、先生が見ていないところで触っているらしい、と聞いたことがあります。	母親が、加害者の様子(おどおどしたり)に不審をもち、見張ったと聞きました。
---	---------------------------------------

(6) その他の事例

同級生から女の子に興味を持ち始めた時なので、仕方がない…。と思い、先生からも軽く注意を受けたようなので解決。	学校に用があったとき、目の前で言っていたので、親の私にも「〇〇ちゃん、なんで？」ときいてきたので
--	--

中学校(特殊学級のとき)1歳年上の先輩から、バスを待っている時に胸をさわられた。先生に本人が言って指導してもらい、親もチャンスを見てやられた本人に話をした。同じ作業所内で、休憩時に外で、談笑しているときに胸を触られ、職員が、注意指導してくれた。	胸が大きいので目立つ。
--	-------------

クラスの男の子にしつこく何回かおでこにキスされたり、追いかけられたりした。現在はそのような行動はなくなりました。	授業参観前(朝の会の前)に男子児童1人がおでこにキスしたり追いかけたりした。担任からふだんは、時々「かわいい！」と言って身体にくっついていたりしているそうです。本人はよくわかっていない様子できょとんとしています。
--	--

同級生から女の子に興味を持ち始めた時なので、仕方がない…。と思い、先生からも軽く注意を受けたようなので解決。	学校に用があったとき、目の前で言っていたので、親の私にも「〇〇ちゃん、なんで？」ときいてきたので
--	--

<p>通っていた養護学校の昇降口で、年長の男子生徒(17～18才)に、ズボンの中に手を入れられ下腹部を下着の上から触られた。この男生徒は以前から家の娘に関心があるようで、見つめたり、手と手でタッチを要求していたように思う。でも好意かそれ以上の性的関心があるかは判断できなかったが、このことがあってからは先生に話して、適切に対応してもらおうよう頼んだ。</p>	<p>その日、母親が迎えに行った時(顔を合わせたときに)娘は自分の下腹部を手でパシッとたたいて、何かを訴えているようだった。その後、その場に居て見ていた友達の母親に電話で教えてもらった。</p>
---	---

<p>・知的障害のある同級男子に胸を触られた。(服の中に手を入れてきた)担任の先生が何度か目撃しやめさせた。      ・プールに行ったとき、知らない人(障害者らしい)に胸を出せといわれ見せてしまった。      ・自閉症グループの水泳教室に通っているとき、終了後、外で待っているとき、先輩(自閉症男子)にスカートの中を触られた。(何度か)</p>	<p>目撃した人に教えられた。</p>
--	---------------------

<p>人通りの多い通りから死角になる場所に連れて行かれて、じかに陰部や胸をさわられたということが2回。同じような場所で、性的なものを見せられたことが1回。</p>	<p>担任が、学校の帰りにお兄さん(?)と待ち合わせしているという話を不審に思って下校時尾行してくれた。帰宅後、登校途中であったお兄さんとの話の内容があやしかったので、体を触られたかと聞いたところ、触られたということだったので、教頭先生と一緒に、警察に被害届を出した。</p>
---	--

<p>例1・・・先ほど書きましたが、小学生12才頃に誰もいない図書館で、同じ養護学校高等部の男性(知的障害者)に襲われ、強い腕の力で押さえこまれ、キス、胸、下の方に手がきたとき娘が声をあげて助けを呼び、丁度先生が来てあやうく助かりました。以後、1人で他人がいないところにはあげないし、2度とこういう危険な所は行かないよう、母として娘に理解出来るコトバでこんこんと教えました。でも、養護学校でしたのである意味では守られている環境だった?と今にして思えば考えられます。障害者居用法に引っかけて頂き、一般社会に出て地域の中で電車に乗ったり、親のいない一人歩きは、このような子はすぐ目につき危険だらけだと思います。混雑している電車の中、便所、公園、カラオケ、楽しみたいと思ってもやれない事だらけです。</p>	<p>娘が普段いつも母親にいろいろな事をかかずに話してくれる会話の習慣があったので、何事もかかえず。そして聞いたら親として出来る事はすぐ手を打ったので、私たち家族を支援して下さる方々のお陰で事なきにすんでおります。今まで助けていただいた方々にほんとうに感謝です。一般社会に出るようになり、少ない給料でも頂くと、普通の回りの人達が酒とタバコ、カラオケ、一番先に教えます。娘もすぐ適応してしまうので危ない限りでした。そして、諸々の体験をしました。</p>
--	---

<p>「身体に触られた」通学の電車の中で胸を触られた。本人はとてもしこわくて声が出なかった。「性的なものを見せられた」スーパーで買い物途中、娘一人がトイレに参りました。男トイレに引っ張り込まれ、男性の下半身を見せられた。なんとかほうほうの程で私のところへ逃げてきましたが、それらしき人は探してもいませんでした。</p>	<p>本人が後で教えてきたので気がついた。</p>
---	---------------------------

<p>下校時家へ帰るのにバス停でバスを待っている時、男の人が子どもの肩に手を回して何か言いながらどこかに連れて行こうとする様な感じだったそうです。</p>	<p>たまたま同じ学校のお友達のお母さんが見ている変だと思って、子どもの名前を呼んでくれた為、その男の人は子供から離れ、どこかに歩いて行ったそうです。そのお母さんから電話をいただきわかりました。</p>
---	---

<p>自由通学での下校時のことで、送迎バス停から自宅までの徒歩10分ほどの間でのことで、翌日、娘が一番信頼する女担任に探ってもらったところ、無理やり男女ペアに、我が家の近くのアパートの一室に連れ込まれ、性的なことを教えられたようだとのことで。すぐに産婦人科で診察してもらいましたが、身体には異常はないということでしたが警察には被害届を出しました。娘がアパートを教えたのですが、該当者は分からず仕舞いでした。</p>	<p>帰宅時にとても機嫌が悪く、普段絶対に口にしない卑猥な言葉を口にしていたから。</p>
---	---

<p>S駅から県立T養護学校高等部への通学路で白いワンボックスカーに乗った男が待ち伏せしており、知的障害のある女子高生に「お菓子をあげる」「警察だ」などと言って車に乗せ連れ去った。(同じ学校の男子生徒が目撃)。2度とも夕方解放された。以後、登校時間帯に学校の先生が通学路2箇所立つようになった。</p>	<p>同じ学校の男子学生が遠くで目撃し、学校に知らせた。</p>
---	----------------------------------

#### 4. まとめと今後の課題

このような実際の性被害・虐待の実態を踏まえると、「子どもを性被害から守る」ための方法が緊急の課題となっている。たとえば、生活支援センターのコーディネーターが子どもや障害者の相談を受けたときに、どうやって真相解明～被害回復を支援していけるのか。あるいは実際に親は子供の性被害がわかったときにどうすべきかということが具体的に示されなければならない。以下にそのための必要な視点を指摘することとする。

1) なぜ、「性被害から子どもを守る」が必要なのか、という意味づけ。

(1) 発見

①こんな兆候があったら注意すべき

②子供が自分から言わない場合にはどうするか(ケアと真相解明)

③親としての心構え～子にどう接するべきか、親も自分自身をどう

守るか

④支援者としての心構え

(2) 調査

<親の場合>

①被害にあっているらしいと分かったら、まずどうすべきか

②相談先はどこが適切か

③子供のケアはどうするか

④証拠はどのように保全しておくか?



被虐待体験の影響

ポルノビデオ、雑誌、ゲームの影響

→規制、啓発

職場や家庭のストレスの影響

<被害者側の備え>

性犯罪の認識不足

抵抗できない

→教育、啓発

居住環境の死角

→環境改善、住民への注意喚起・啓発

被害情報不足～累犯を許す要因

→警察情報を地域の防犯に生かす

ハイリスク加害者の管理・排除の不足

→免職規定、情報公開、メーガン法

住民の警戒心の不足

→住民に対する啓発、自警活動、警察と地域の連携を促す

発達障害のある人に関する裁判における権利擁護の状況と課題  
—発達障害のある人の裁判でのセーフティーネットについて—  
大石 剛一郎

1 はじめに

裁判は「権利擁護の最後の砦」である。裁判では、声の大きい者や力の強い者が勝つのではなく、主張している権利が「正当」と評価された者が勝つ。他方、権利は主張しないと確保できないのが通例あるいは原則である。主張されない権利は、その存在を把握しにくく、擁護することも難しいのである。発達障害のある人の場合はとくに、本人の主張を周囲が把握しにくいことから、社会の多数決原理の中で、事実上疎外されたり、蔑ろにされたり、権利を不当に制限されたりする場合が非常に多い。したがって、裁判による権利擁護の重要性は大きい。裁判になっている以上、本人の権利はとりあえず主張され、その正当性が評価される「舞台」は整っているはずだからである。しかし、現在の日本の裁判は、発達障害のある人の権利擁護のためのセーフティーネットとして十分機能しているとは言いがたい。

2 発達障害のある人と裁判（総論）

裁判は要するに、「法律上の権利」に関する紛争について強制力ある解決をつける公的な場面（民事裁判）、あるいは法律上「犯罪」とされている行為に関して刑罰を科する場面（刑事裁判）である。そこでは原則的に、当事者本人が、法律上の権利を有効に主張できること、あるいは法律的に有効な行為を行えることが、大前提になっている。ところが、発達障害のある人の場合、その障害ないし周囲の関わりの弱さゆえに、法律的に有効な意思表示ができない人と評価される場合が少なくない。つまり、事実を認識し、その意味を理解し、自分にとって有益か害悪かを判断し、自分の判断結果を表明する、ということができない人、と評価される場合が少なくない。そうすると、そのような発達障害のある人の法律上の権利はどのようにして守られるのか。また、その行為はどのようにして裁かれるのか。

発達障害のある人に関する裁判ではまず、民事事件でも刑事事件でも、本人の意思表示あるいは行為自体が法的に有効なものであること（意思能力、行為能力の存在）を前提にして、裁判で法的な判断をすることが適切なのかどうか、が問題になる。また、発達障害のある人本人の「供述」つまり意思表示の内容が証拠として価値を認められるだけの正確性を持っているのか、が問題になる。とくに、刑事事件における、発達障害のある人自身の「自白」の評価については、それが真意を表明したものと言えるのかどうか（任意性）、真実に合致していると認められるのかどうか（信用性）、は重要な問題である。更に、刑事

事件では、その人の事実認識・理解・判断・表現の内容・程度・特徴から見て、刑事裁判において刑事責任を追究することが適当なのかどうか（責任能力）、刑罰を科することで「反省」や「2度と繰り返さないこと」を有効に期待できるのかどうか（受刑能力）、そもそも刑事裁判において有効に防御（自己弁護）できるのかどうか（刑事裁判における訴訟能力）、が問題になる。そして、少し訴訟技術的な問題になるが、発達障害のある人の受けた被害をどのように有効に立証できるか、という問題（立証責任）がある。

### 3 発達障害のある人と裁判（各論）

#### （1）意思能力が問題になる場合（例えば、消費者被害事例）

事実認識・理解・判断・表現について十分でない人が「消費者被害」に遭事件は多発している。例えば、訪問販売員の言葉に乗せられて高額の水浄器、布団、英会話教材などを買わされてしまう、キャッチセールスにひっかかって高額の飲食代を請求される、それらの返済に困り、法外な金利をとる金融業者から借入れをしてしまう、などである。発達障害があるものの、一応外形的にはコミュニケーションが成立してしまうような程度・内容の障害である場合、この消費者被害に遭うリスクに十分に気をつけなくてはならない。

法律上、自分の行為の結果について判断できる精神的能力のことを「意思能力」と言い、人は「意思能力」を持っているという前提のもとで、自分の行う行為・意思表示によって、法的な権利を確保し、法的な義務を負う、というのが原則とされている。したがって、この原則によれば、その人が自分の行為の結果（例えば、その契約を結ぶことによって発生する高額の支払を実行できるのかということ）について判断できないとすれば、その行為（例えば、消費者被害に遭うような契約）は無効であり、その行為によって発生する義務など負わないはずなのである。

しかし、ある行為を行ったとき、その行為時点でその行為をした人に意思能力がなかったこと、それゆえその行為は無効とされるべきであることを「証明」することは、現実的には容易でない。

そこで法律は、具体的に意思能力の有無が問題になるケースを念頭に置いて、「意思能力なし」の証明の問題が発生しないような制度を用意した。すなわち、その人の判断能力が一定の「意思能力不十分類型」（「行為無能力」の類型）に属することを事前に公的に表示しておけば、その人の法律行為の大部分又は一部分を定型的に「意思能力なし」と扱える（証明不要）ことにして、その人が行った行為を後から取消することができることにした。これが昔の禁治産制度であり、現在の成年後見制度もその流れの延長線上にあるものと言える。

現実的に、成年後見制度が利用されていない状態で、判断能力不十分な人の消

費者被害の事件が裁判になった場合、「意思能力なし、契約無効」という判決をとることは容易でない。前述のとおり、「意思能力なし」の証明が一般的・現実的には困難であるうえに、裁判所は要するに、「成年後見人がついていないということは、その必要性が日常的に感じられてなかったのだろう。そうだとすれば、外形的には一応契約書も出来上がっているのだし、自分の行為の結果に関する判断能力は一応あったもの（契約は有効である）と考えるのが、契約の相手方の信用・安全のことも考慮すると、妥当だろう」とされやすいのである。

したがって、消費者被害を念頭に置くと、成年後見制度の利用は権利擁護のツールとしては非常に重要である。その利用が無いと、裁判では非常に苦しい。しかし、現実的には、主として費用の問題、成年後見人として適格な人が容易に見つからないという問題から、発達障害のある人（とくに、一応外形的にはコミュニケーションがとれているように見える人）については、成年後見制度が利用されているケースはまだまだ少ない。消費者被害が発覚して初めて、成年後見制度利用の必要性が語られることが多い。

また、判断能力が十分でない人の消費者被害を未然に防ぐ、あるいは被害を早期に発見して対応する、という意味では、日常的な見守りが必要であり、成年後見制度利用の場合には、事実上成年後見事務を日常的に補助する人が存在するか否かが重要なポイントになるし、いわゆる「地域福祉権利擁護事業」が利用されている場合には、担当員が日常的な見守りを行っているかどうか重要なポイントになる。

## （２）供述の信用性が問題になる場合

例えば、発達障害のある人が性的虐待を受けたとき、虐待した人を訴えることになるわけだが、その相手方を訴えるためには、原則的には、被害の内容・時間・場所などを特定しなければならない。相手方の防御権を適正に保障するため、そういうことが通常要求される。運良く目撃者が居れば、その人の証言によって特定すればよいが、性的虐待の場面には目撃者など居ないのが通常である。また、目撃者自身も発達障害のある人だったりする。そうすると、被害の内容・時間・場所などを特定する手段は、発達障害のある人の供述だけ、ということになる。

しかし現実的には、その事実認識・理解・判断・表現の難しさゆえに、発達障害のある人から正確に被害の内容・時間・場所などを特定した供述を引き出すことは容易でない。

現実の裁判では、民事事件においては、①障害の特性としての日時・場所などの記憶・再生の困難さ、②被害を受けたことによるパニック的な心理状態、③本人の供述が被害内容の中心部分において概ね一貫していること、④本人から被

害内容を聴取した人の供述がその聴取方法や聴取回数などから見て信用できること、などを丁寧に証明し、⑤十分でないながらも本人の供述を補強するような物証や目撃証言をかき集めることによって、厳密には日時・場所などが特定されきれているとは言えないとしても、本人の供述の信用性が認められ、相手方に対する損害賠償請求が認められる、という流れになってきているものと思われる（いわゆる「水戸アカス事件」の民事損害賠償請求事件など）。

他方、発達障害のある人が性的虐待を受けた刑事事件においては、被害の内容・時間・場所などの特定が厳密に要求され、その点の証明が十分になしえない場合には（しかも、相手方（加害者）が事実を否認していて、客観的な物証や目撃証言十分でない場合には）、事件として立件されず、起訴されるに至らなかったり、仮に起訴されても、裁判で無罪判決が下ってしまったり、という場面が多い。刑罰を受けるか否かという厳しい場面、強い国家権力が発動される場面では、とくに犯罪事実の特定ということに関しては、被告人の防御権保障が重視されるからである。

それでは発達障害のある人の被害は、刑事事件においては、加害者が否認する限り、「泣き寝入り」か。どうしたら、障害のない人が被害を受けた場合同様、加害者を罰することができるのか。やはり、刑事事件においても、民事事件において発達障害のある人の供述の信用性が認められる場合の要素、すなわち、①その人の障害の特性、②その人の心理状態、を何らかの専門性ある客観的分析によって明らかにすること、③本人が一貫して供述できる中心的な部分を確実化すること、④本人から事情聴取した人の供述内容の信用性と証拠力を最大限に高めること、⑤間接的な証拠になりうる物証・目撃証人を可能なかぎり集めることしかないだろう。私は、とくに④の本人からの事情聴取が、（ア）被害を受けた時点で可能な限り近い時点で、（イ）適切な聴取方法（聴取環境、質疑方法など）によってなされることが重要であると考える。

（3）とくに刑事事件における「自白」の任意性・信用性について（発達障害のある人が加害者とされている場合・その1）

これも上記（2）と同じく、発達障害のある人の供述の証拠価値が問題になる場合であるが、現実の裁判での扱いは、上記（2）の発達障害のある人が被害者になった場合とは雲泥の差があるのが現状である。

すなわち、発達障害のある人との関係では一般に、コミュニケーションが容易でなく、本人は迎合的な答えをしやすく、その供述は誘導されやすい。また、その障害の内容・程度・特性あるいは周囲の働きかけの弱さのために、事実認識や記憶そのものが十分でなかったり正確でなかったり、事実の意味に関する理解が十分でなかったり、自分の置かれた状況や周囲の状況に関する判断が十分でなかったり、真意を正確に表現できなかったりする場合が少なくないが、

現状では、警察・検察の取調べにおいては、そのようなコミュニケーションに関する困難さ・不十分さに関して丁寧に配慮・対応されることなく、自白調書（本人が罪を犯した事実とその詳細内容を供述したことが記載されている聴取記録書面）が作成されている。

そして、自白調書があると、特別に弁護人が強く争わないかぎり、自白調書に基づく起訴内容どおりに有罪判決が下るのが、日本裁判の原則的な現状と言える。そして現状ではおそらく、発達障害があることをもとにして「責任能力が十分ではなかった、心神喪失ないし心神耗弱あるいはそれに近い状態だった」と言って争う弁護人は少なくないと思われるが、自白調書の証拠価値を争おうとする弁護人は少ない。結局、発達障害のある人が加害者とされている刑事事件では、自白調書の証拠価値が争われないまま、障害が非常に重ければ心神喪失ないし心神耗弱となるものの、多くの場合、起訴内容どおりに有罪判決が下っているのが現状である。

しかし、自白調書を過度に重んじることは、いわゆる冤罪を発生させる最大の原因と言われている。発達障害のある人の刑事事件においては、冤罪がたくさんあると思われる。とくに犯行態様、故意の内容に関しては、事実に反する自白調書が作成され、それに基づいて裁かれているケースが非常に多いだろう、と推察する。自白調書が作成される過程で、発達障害のある人のおコミュニケーションの困難さ・不十分さに関して丁寧に配慮・対応されず、もっぱら捜査側の合理的推察に従って自白調書が作成され、かつ、その証拠価値を弁護人が争わないからである。本人のコミュニケーションの困難性が大きく、かつ、社会的に影響力の大きな事件では、とくにその傾向が強い、と言える。捜査側は、事件として立件すること、「合理的な事件説明・事件解決」と社会から評価されることに血道をあげるからである。そのために、（外形上）証拠価値の高い、詳細かつ時間・場所等の特定された自白調書を作ろうとするからである。

しかし、上記（2）で述べたとおり、障害の内容・特性などを十分に考慮し、それに配慮したうえで、適切な聴取方法によって聴取しない限り、証拠価値の高い自白調書を作成することはできないはずなのである。そして現実的には、20日余りの逮捕・勾留期間中に、それまで本人と何の関係性もなかった捜査官が、緊張度の強い環境と萎縮した心理状態にある本人から、認識・記憶・理解・判断・表現において正確で合理的な供述を引き出すことなど、到底不可能である。つまり、現状では、発達障害のある人の自白調書は、それが真意を表明したものであるのかどうか（任意性）という視点から見ても、真実に合致していると認められるのかどうか（信用性）、という視点から見ても、一般に証拠価値あるものなど作成されるはずがない、と言わざるを得ない。

他方、発達障害のある人が犯罪行為をしたことが強く疑われる場合に、被疑者

本人としての供述を、意味がないから、適切に聴取できないから取らない、というわけにもいかない。被疑者が被疑事実についてどのように供述しているかということは、捜査において必要不可欠な要素であり、また被疑者としてもそのような供述場面を保障される必要がある。

この点に関する合理的な解決方法は、いわゆる「捜査の可視化」しかない、と思う。すなわち、20日余りの逮捕・勾留期間中に、警察・検察の捜査担当者が、本人の障害の内容・特性などを十分に考慮し、それに配慮したうえで、適切な聴取方法によって聴取することなど不可能である以上、現実的に可能なことといえば、取り調べ過程において、可能な限度で障害に配慮した方法・環境のもとで、現実に発達障害のある被疑者がどのように意思表示するのかをビデオなどで記録して可視化し、一貫性のある供述部分を抽出することに努め、裁判では、そのビデオテープを証拠提出したうえで、障害の特性、心理状況などを考慮しながら、その供述の信用性をある程度時間をかけて分析・検討する、ということであろう。

(4) 刑事事件における責任能力、訴訟能力、受刑能力（発達障害のある人が加害者とされている場合・その2）

例えば、発達障害のある人が放火犯人として起訴された場合、その障害と犯罪行為・処罰の関係で最も問題にされるのは、いわゆる責任能力（その行為が違法であることを認識し、その認識に基づいて行動する能力）の問題である。つまり刑法39条の心神喪失や心神耗弱にあたるのか否か、という問題である。心神喪失にあたるということになれば、法的には刑事責任を問えない、ということで、無罪になる。実際の日本の裁判では、いわゆる統合失調症で（ある程度）重度の場合と、IQで言うと30～35未満の場合には、心神喪失・責任能力なしと判断されやすいようである。

しかし、発達障害のある人が刑事裁判を受ける場合、犯罪行為当時の責任能力よりも、いわゆる訴訟能力（自分にとっての有利不利を判断し、刑事事件手続において相当に防御する能力）の有無の方が責任能力よりも先に問題とされるべきケースが多いと思う。ある被告人について「訴訟能力なし」ということになれば、裁判手続を進められないということになり、公判は停止される。ある程度重大な事件の刑事裁判においては、被告人には弁護人がつき、弁護人が被告人に有利に代弁していくことになるが、発達障害のある被告人の場合、そもそも弁護人が自分の「味方」であり「代弁者」であること自体を認識・理解していないことが少なくない。弁護人の方も発達障害のある人との間で、基本的な有利不利の理解を前提としたコミュニケーションをとれていないことが少なくない。そのような状態で刑事裁判が進行していくこと自体、基本的に許されるべきことではない。しかし現実的には、訴訟能力が問題とされる刑事裁判